

旅行サービス手配業 新規登録 申請書類一覧表

No	書類名	法人	個人	備考
1	新規登録申請書(1)及び登録簿(1)	●	●	・新規登録手数料として群馬県証紙で15,000円分を持参 ・申請者の住所は、法人の場合は履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の「本店所在地」、個人の場合は、住民票に記載の「住所地」とすること
2	新規登録申請書(2)及び登録簿(2)	△	△	・その他の営業所がある場合のみ
3	定款(写)又は寄附行為(写)	○		・「目的」は、「旅行サービス手配業」又は「旅行業法に基づく旅行サービス手配業」とする ・最新の定款又は寄附行為の写しを提出
4	履歴事項全部証明書(登記簿謄本)	○		・申請日を含めて6ヶ月以内に発行されたもの
5	住民票		○	・発行後6ヶ月以内のもの ・マイナンバーが記載されたものは不可
6	欠格事由に該当しない旨の宣誓書	●	●	・法人の場合は監査役を含む役員全員の宣誓書(自署したもの) ・個人の場合は事業者(申請者)本人(自署したもの)
7	旅行サービス手配業務に係る事業の計画	●	●	
8	旅行サービス手配業務に係る組織の概要	●	●	・旅行業務を取り扱う部局及び関連部局の組織図 ・選任した管理者を明記すること
9	旅行サービス手配業務取扱管理者選任一覧表	●	●	
	合格証又は認定証、旅行サービス手配業務取扱管理者研修の修了証の写し	○	○	
	履歴書	●	●	
	欠格事由に該当しない旨の宣誓書	●	●	・自署したもの ・役員又は個人事業者が管理者など、上記7と重複する場合には不要
	旅行サービス手配業務管理者研修修了証(写)	○	○	
	旅行サービス手配業務管理者研修を受講させる旨の宣誓書	△	△	・自署したもの ・旅行業務取扱管理者資格を有しない者又は旅行サービス手配業務管理者研修を修了していない者を旅行サービス手配業務管理者に選任する場合のみ
10	事故処理体制についての書類	●	●	
11	旅行サービス手配業に関する定款変更に関する誓約書	△	△	・法人の場合で、定款又は寄附行為及び履歴事項全部証明書の事業の目的について、「旅行サービス手配業」又は「旅行業法に基づく旅行サービス手配業」の記載がない場合のみ。

※1 「●」: 定型様式

※2 「△」: 該当があれば添付を要する書類